二四・七四GHz以上二四・七五GHz未満及び二五・二五GHzを超え二五・二六GHz以下	一六マイクロワット以下

［ヨ　略］

［七　略］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ニ　略］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限るものとする。

(1)　基地局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2)　陸上移動局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

(ロ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

［ヘ　略］

［二　略］

［2　略］

二四・七四GHz以上二四・七五GHz未満、二五・二五GHzを超え二五・二六GHz以下、二六・九九GHz以上二七GHz未満及び二七・四八GHzを超え二七・四九GHz以下	一六マイクロワット以下

［ヨ　同上］

［七　同上］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局を含む。）の間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

［ヘ　同上］

［二　同上］

［2　同上］